

津市公告第70号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年5月12日

津市長 前 葉 泰 幸



別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

令和7年度津市安濃交流会館管理等業務委託

(2) 業務委託の概要

津市安濃交流会館の管理及び館内あもう温泉の円滑な運営と関連業務
(詳細は、別紙仕様書参照)

(3) 業務の履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで(10月)

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者(民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。)

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年5月20日(火)正午まで(必着)

イ 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東観音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 268-5511@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-268-3357

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年5月21日（水）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）正午まで（必着）

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東観音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

(3) 提出方法

提出方法については、地域振興課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は地域振興課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 宣誓書（様式第3号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることができるものとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

(一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限り、オ及びカについても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書(個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3)

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。(新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届(写し)」を添付してください。)

エ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

オ 印鑑証明書(コピー可)

カ 使用印鑑届(様式第4号)

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年5月26日(月)までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書(様式第5号)により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年5月27日(火) 午前10時00分

(2) 入札場所

安濃総合支所2階 安濃コミュニティセンター会議室2

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則(平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。)

第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる。)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければ

なりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

10 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、日額単価（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

なお、入札金額については、履行期間中の最低賃金額の改定などを考慮した上で入札すること。

- (2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。
- (3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とします。課税事業者については、単価（税別）による契約とし、請求時において、契約単価より算出した金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

免税事業者については、単価に消費税及び地方消費税相当分として当該金額の100分の10を加算した金額を契約単価とし、請求時において、契約単価より算出した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。
- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (7) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のう

え、入札を行ってください。

- (8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

11 公金事務にかかる資料の提出について

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づく公金事務を含むものであるため、落札者は次の要件を満たすことが確認できる資料を落札決定後直ちに提出してください。

- ・ 公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。
- ・ その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

【問い合わせ先】

〒514-2326	津市安濃町東観音寺483番地
津市安濃総合支所	地域振興課総務担当 真伏
電話番号	059-268-5511
FAX	059-268-3357
メールアドレス	268-5511@city.tsu.lg.jp